

2022年度③

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法③

次の問題 I と II のうち 1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

I

弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）の第 9 章「法律事務の取扱いに関する取締り」に並ぶ規定のうち、第 72 条本文に、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」と定められている。この禁止の規定に違反して「業とすること」は、俗に非弁活動や非弁行為と呼ばれ、第 10 章「罰則」に並ぶ規定のうち第 77 条第 3 号に該当して「二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金」を科されることがある。

司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）や税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）にも類似の規定があるが、それらには「報酬を得る目的で」という要件が定められていない。それぞれの資格を必要とする「業務」の規定には「他人の依頼を受けて」や「他人の求めに応じ」という要件が定められているが、もとより弁護士法にも同種の規定があり、第 3 条第 1 項に、「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする」と定められている。

司法書士法や税理士法を参考にして、新たに無償の「法律事務の取扱いに関する取締り」も可能にするために弁護士法の規定を改め、第 72 条本文の「報酬を得る目的で」という文言を現に第 3 条第 1 項に使用されている「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて」という字句に書き換える立法措置が構想されているとする。このような立法措置がとられる場合に生じると考えられる憲法上の問題点について論じなさい。

II

衆議院議員Aは、衆議院厚生労働委員会において、Xが経営する「Xクリニック」という美容医院を名指しして、以下の発言（以下「本件発言」）を行った。

「Xクリニックでは、点滴を打つだけで痩せることができるという施術が行われている。しかし、脂肪燃焼効果があるという科学的根拠は何も示されていない。点滴で痩身の効果が出ないことをすべて顧客の体質のせいにして、法外な医療費を請求している。Xクリニックが紹介する施術の実績なるものはすべてでっち上げであり、Xクリニックは明らかな詐欺行為を行っている。Xクリニックが顧客の問い合わせにまともに対応しないから、私の事務所にXクリニックを利用した人たちから、たくさんの陳情が寄せられている。行政としては刑事訴追も念頭に入れて、Xクリニックの営業停止に向けた措置を直ちに執るべきではありませんか。」

本件発言がXに対する名誉毀損に該当することを前提にして、Xは国に対して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求をすることができるか論じなさい。